

## 最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く)の算出方法

※最低制限価格の変動を行いません

最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く)は、予定価格(消費税及び地方消費税を除く)の 7.5/10～9.2/10 の範囲内で次のとおり。

$$\left( \alpha = \frac{(\text{「直接工事費の 97\%」} + \text{「共通仮設費の 90\%」} + \text{「現場管理費の 90\%」} + \text{「一般管理費等の 68\%」})}{\text{「予定価格(消費税及び地方消費税を除く)」}} \right)$$

①  $7.5/10 \leq \alpha \leq 9.2/10$  の場合

最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く)

$$= \frac{(\text{「直接工事費の 97\%」} + \text{「共通仮設費の 90\%」} + \text{「現場管理費の 90\%」} + \text{「一般管理費等の 68\%」})}{\uparrow \text{千円未満切り捨て}}$$

②  $7.5/10 > \alpha$  の場合

$$\text{最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く)} = \frac{\text{「予定価格(消費税及び地方消費税を除く)」} \times 7.5/10}{\uparrow \text{千円未満切り捨て}}$$

③  $9.2/10 < \alpha$  の場合

$$\text{最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く)} = \frac{\text{「予定価格(消費税及び地方消費税を除く)」} \times 9.2/10}{\uparrow \text{千円未満切り捨て}}$$

なお、

1. 「直接工事費」は、「機器単体費に 10 分の 6 を乗じた額」、「直接工事費」の合計額とする。
2. 「共通仮設費」は、「機器単体費に 10 分の 1 を乗じた額」、「共通仮設費」の合計額とする。
3. 「現場管理費」は、「機器単体費に 10 分の 2 を乗じた額」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額とする。
4. 「一般管理費等」は、「機器単体費に 10 分の 1 を乗じた額」、「一般管理費等」の合計額とする。